

さいたま市水道局企業管理規程第11号

さいたま市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

さいたま市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局事務分掌規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第3条 局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>業務部</p> <p style="padding-left: 2em;">水道総務課</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p>(19) 職員の労働条件及び<u>労使関係</u>に関すること。</p> <p>(20)～(28) [略]</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">給水装置課</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) さいたま市立小学校及び中学校の飲用水直結化推進事業に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>給水部</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">配水課</p> <p><u>(1) 水道設備工事等の設計に関すること。</u></p> <p><u>(2) 水道設備工事等の施行に関すること。</u></p> <p><u>(3) 所管工事の事務管理及び精算に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 局に理事、副理事又は<u>参事</u>を置くことができる。</p> <p>4 部に副理事、次長又は<u>参事</u>を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第3条 局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>業務部</p> <p style="padding-left: 2em;">水道総務課</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p>(19) 職員の労働条件及び<u>労働組合</u>に関すること。</p> <p>(20)～(28) [略]</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">給水装置課</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>[略]</p> <p>給水部</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">配水課</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 局に理事、副理事、<u>参事</u>又は<u>総合調整幹</u>を置くことができる。</p> <p>4 部に副理事、次長、<u>参事</u>又は<u>調整幹</u>を置くことができる。</p>

5 課及び所に副参事、課長補佐、所長補佐、主幹、 <u>総合調整幹、調整幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。</u>	5 課及び所に副参事、課長補佐、所長補佐、主幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。
6 [略]	6 [略]

## 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。